

福島大学学術振興基金事業実施要領

制定 平成28年3月10日

改正 平成29年3月7日 平成30年2月14日

この要領は、福島大学学術振興基金規則第4条「事業内容」及び福島大学学術振興基金運営委員会規程第2条「審議事項」に基づき、毎年度実施される事業及び公募方法等について定め、もって本学における学術研究、学術に関する国際交流の促進その他学術の振興を図ることを目的とするものである。

なお、福島大学学術振興基金の運用及び取扱いにあたっては福島大学奨学寄附金取扱規程（平成16年4月1日制定）の定めるところによる。

また、毎年度の助成事業の総額は1,000万円とし、その範囲内で調整できるものとする。

1. 助成対象事業

助成対象事業は以下のとおりとする。

また、助成を受けた事業は原則として当該年度内に終了するものとする。

1.1 研究協力に関する事業

(1) 学術出版助成等（総額400万円）

学術出版助成

【助成要件】

次のいずれかを満たすものであること。

- 1) 公的出版助成に採択されており、かつ出版費に著しい不足が生じる場合
- 2) 本学教員が編纂し、かつ本学教員（編纂者と同一者可）または本学名誉教授を主な執筆者とする編共著を出版する場合
- 3) 部局等で実施される記念事業等で出版する場合

【応募資格】

対象者は次のいずれかを満たす者であること。ただし、前年度に学術出版助成を受けた者は除く。

- 1) 本学教員
- 2) 本学名誉教授
- 3) その他、委員会が特に認めた者

【助成額】

直接出版費の3分の2若しくは200万円のうちどちらか低い額として1件あたり200万円以内。

直接出版費は、原則として2社以上の見積書を徴収し安価なものとする。

出版物から発生する収入等の扱い

原則として出版物から発生する印税等の収入については、助成額に達するまで福島大学学術振興基金に寄付しなければならない。

叢書刊行

【助成要件】【応募資格】

福島大学叢書刊行実施要項（平成17年4月1日制定）により、別途募集選考を行う。

【助成額】

直接出版費の4分の3若しくは200万円のうち低い額。

（注）直接出版費は、原則として2社以上の見積書を徴収し安価なものとする。

出版物から発生する収入等の扱い

原則として出版物から発生する印税等の収入については、助成額に達するまで福島大学学術振興基金に寄付しなければならない。

（2）学会等運営助成（総額100万円）

【助成要件】

本学教員が開催事務局を担当し、原則として本学または県内で開催される全国または地区（東北・東日本等ブロック）規模の学会及び研究会

【応募資格】

本学教員

【助成額】

学会・研究会の規模及び参加予定者数により、1件あたり20万円を上限とする。

（3）学会参加助成（総額100万円）

国内学会参加助成

【助成要件】

国内で開催される学会に研究成果を公表するために参加することが決定していること。

（対象学会は、当該年度内に開催初日を迎える学会とする。）

【応募資格】

対象者は次のいずれかを満たす者であること。

1）本学教員

2）本学教員とともに学会での研究成果の公表を行う本学の大学院に在籍する学生

【助成額】

1件1人あたり2万円を上限とする。

ただし、助成額は実費額を超えない旅費及び登録料の計とし、5千円単位で支給する。本学教員については年2回まで、大学院に在籍する学生については年1回までとする。

なお、大学院に在籍する学生については、学術振興に関する特別事業（1）学生・教育助成における学会参加補助との重複申請はできない。

海外学会参加助成

【助成要件】

海外で開催される学会に研究成果を公表するために参加することが決定していること。

（対象学会は、当該年度内に開催初日を迎える学会とする。）

（研究成果を公表しないが、国際会議等の役職者が、重要事項を審議する運営委員会等に参加する場合も含む）

【応募資格】

対象者は次のいずれかを満たす者であること。

- 1) 本学教員
- 2) 本学教員とともに学会での研究成果の公表を行う本学の大学院に在籍する学生

【助成額】

1件1人あたり10万円を上限とする。

ただし、助成額は実費額を超えない旅費及び登録料の計とし、5千円単位で支給する。本学教員については年2回まで、大学院に在籍する学生については、修士課程(博士前期課程を含む)で1回、博士後期課程で1回を限度とする。

なお、大学院に在籍する学生については、学術振興に関する特別事業(1)学生・教育助成における学会参加補助との重複申請はできない。

1.2 学術振興に関する特別事業**(1) 学生・教育助成(総額200万円)****【助成要件】**

助成要件は次のいずれかを満たすものであること。

- 1) 協定校への学生留学に関わる航空賃補助
- 2) 大学院修士課程及び博士課程学生の学会参加補助
- 3) 英語・情報特修プログラム修了生の受験料補助

【応募資格】

(別途「教務課」及び「国際交流センター」において募集する。)

(2) 事務職員特別研修事業助成(総額100万円)**【助成要件】**

資格取得、技術・資質向上等に係わる研修の受講料・旅費等の助成

【応募資格】

(別途「人事課」において募集する。)

(3) その他の特別事業助成(総額100万円)**【助成要件】**

助成要件は次のいずれかを満たすものであること。

- 1) 本学教員が開催事務局を担当し、原則として本学または県内で開催される国際学会
- 2) 大学・部局等が命じた本学教員の教育関係視察調査
- 3) 大学・部局等が依頼した外国人研究者等の招聘
- 4) その他大学・部局等で開催する記念事業

【応募資格】

対象者は次のいずれかを満たす者であること。

- 1) 各事業に関係する部局等の長
- 2) 本学教員

【助成額】

事業内容及び申請状況等を総合的に勘案し、予算の範囲内で適宜決定する。

2. 申請方法

研究協力に関する事業、及び、学術振興に関する特別事業(3)その他特別事業助成については、助成対象事業ごとに所定の様式に必要事項を記入し、研究振興課へ提出すること。

(1) 学術出版助成等(叢書刊行を除く).....(様式1)

所属の部局長を通じて申請すること。

(2) 学会運営等助成.....(様式2)

所属の部局長を通じて申請すること。

(3) 学会参加助成.....(様式3)

教員が直接申請すること。

(4) 学術振興に関する特別事業.....(様式4)

申請者が教員の場合

部局長等を通じて申請すること。

申請者が部局長等の長の場合(大学・部局長等の企画)

部局長等の長が直接申請すること。

3. 募集時期

(1) 第1回: 4月(対象: 4月1日~9月30日に開催の事業等)

第2回: 10月(対象: 10月1日~翌年3月31日に開催の事業等)

対象期間がまたがる場合は、開催初日を基準とする。(例: 学会開催日が9月29日~10月3日開催の場合 第1回の4月に申請)

(2) 研究協力に関する事業助成のうち学術出版助成等の募集については年1回(4月)とする。

ただし、「学術出版助成等のうち科研費関連の出版物」の募集の時期は、科研費交付内定通知後とする。

(3) 緊急に助成が必要になった場合は、随時申請することも可能とする。この場合、助成を希望する事業の実施2か月前までに申請すること。

4. 選考方法

学生・教育助成(教務課及び国際交流センター)、事務職員特別研修事業助成(人事課)を除き、福島大学学術振興基金運営委員会で書類選考並びに必要なに応じて申請者の説明を聴取し、審査の上決定する。

なお、助成額の決定にあたっては、各助成対象事業における申請状況とそれに応じた予算の状況等も勘案して総合的に判断する。従って、助成額、助成件数、募集実施回数等は減額又は変更になることがある。

5. その他

- (1) 助成を受けた事業は、開催要項、ポスター、プログラム等で、福島大学学術振興基金の助成を受けている旨を明示すること。
- (2) 各事業終了後、成果報告書(様式5)を1か月以内に提出すること。なお、成果報告書を提出しない場合、本事業への一定期間の応募資格停止や使用した研究費相当額分の返還などを求める場合がある。
- (3) 成果報告書は原則として公開する。
- (4) 応募書類及び報告書の提出先：研究振興課